

役 員 報 酬 規 程

（目 的）

第 1 条 この規程は、印旛福社会役員（以下役員）の報酬に関する事項を定める。

（報 酬）

第 2 条 役員のうち法人業務を行う理事に対して報酬を支給する。

（支給額）

第 3 条 支給額は、月額 2 0 0 , 0 0 0 円とする。

（支給日）

第 4 条 報酬は、毎月 2 5 日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

（改 正）

第 5 条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 5 年 1 1 月 9 日から施行する。

この規程は、平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日から施行する。

この規程は、平成 2 9 年 6 月 9 日から施行する。